



## 義務教育教員等特別手当3年連続削減 高教組、勤続20年特昇(2号俸↑)新設で合意

ボーナス△0.2月、月例給△0.1%は人勧通り実施  
「持家の住居手当廃止」問題は継続交渉に

仙台市人事委員会勧告を受けての、市労連確定交渉が、11月8日に大綱妥結しました。今確定交渉の焦点となった「住居手当廃止」問題は、他の課題と合わせて継続交渉となり、市労連として、来年度からの実施阻止に向けて交渉を強化する予定です。

### 勤続20年2号俸加算は、来年1月1日の昇給時に適用、対象者69名

教職員関係では、義務教育教員等特別手当(義務特手当)の3年連続削減が人勧に盛り込まれました。この連続削減は、国の政策に基づいて全国で強行されています。(裏面参照)

高教組は、市教委に対し、義務特手当の削減は道理がないことを訴えるとともに、削減分に見合った仙台市独自の改善を行うよう要求してきました。市教委も、高教組の要求を受け止め、昨年、平成18年(2006年)まで実施していた「勤続20年特昇」を復活させることを提示、4月以来交渉を継続してきました。

市教委提案には、①定時制10年での2号俸加算の廃止、②実習助手を適用除外とする、という問題点が含まれていました。高教組は、定時制勤務の困難性と、実習助手が教諭と同等以上の仕事をされている状況を訴え、再考を求めました。

その結果、平成19年に査定昇給制度が導入されたものの、市労連の交渉で、査定の給与への反映がされていない現状を踏まえ、

- ①査定昇給実施までは定時制10年2号俸加算を廃止しない
  - ②実習助手の賃金改善について今後とも協議すること
- ことで一致、今回の妥結となりました。

この結果、経過措置として、**平成19年以降に勤続20年を迎えた教職員は、全員対象とさせることができました。**

ただし、昇給率(職員数の20%)の関係で、経過措置が終了するまで3~4年かかる見込みです。

### この1月に、号俸の加算措置を受ける人

- ①平成19年以降に勤続20年を迎えた人(21年目の人、ただし年齢の高い順に実施)
- ②定時制に10年勤務した人(11年目の人)
- ③下記の表の「要件」に該当する人

<甲 昨年度末提示>教育職員の昇給昇格について(案)

1 昇格(現行どおり)  
実習助手は、1級89号俸(旧24号俸)以上に昇給した日以後の最初の4月1日に2級へ昇格させる。

2 昇給  
(1) 定時制10年勤務の2号俸加算を廃止する。①  
(2) 勤続満16年~20年の者に対する2号俸加算を設ける。この間のいつ加算するかは勤務成績によって決定する。(勤務成績の昇給反映が行われるまでは、20年とする。)

区分	要件	加算号俸
高等学校 教諭 ・養護教諭	2級29号俸から32号俸	2号俸
	2級37号俸から40号俸	
	2級53号俸から56号俸	
	2級73号俸から76号俸	
	2級85号俸から88号俸	
実習助手	1級9号俸から12号俸	2号俸
	1級33号俸から36号俸	
	1級41号俸から44号俸	
	1級61号俸から64号俸	
	1級81号俸から84号俸	
勤続16年~20年のもの(実習助手を除く)②		
	永年勤続表彰受賞者	4号俸
	昇任したもの	2号俸
	昇格したもの	2号俸

※ 昇任・昇格による加算は、市労連で合意済み

#### 経過措置

(1) 教諭で、平成22年4月1日現在で勤続21年以上のものに対して、2号俸加算を行う。加算は、平成23年1月1日昇給時以降に昇給枠の範囲内で行う。ただし、旧特別昇給で勤続20年による6月短縮を受けたものを除く。

(2) 平成18年3月31日までに実習教諭に昇任したものに対して、4号俸加算を行う。加算は、平成23年1月1日昇給時以降に昇給枠の範囲内で行う。ただし、旧特別昇給で勤続20年による6月短縮を受けたものは2号俸加算とする。

### 市立教研 講演「面倒くさいもの人間」~保育の現場から見てくる親の姿・社会の姿~

高野幸子氏(民間保育所 福室希望園園長)  
第26回市立教研は11月20日(土)午後、市民会館で行われました。印象に残った高野さんの話の一部を語録として ご紹介します。

- 自分の娘より若いお母さんたちと接していると(基本的なことがわかってもらえず)ストレスがたまる。
- (お母さんたちに)教えようとする、ものすごく反発する。時間はかかるが気づく教育をこころがけている。

- 1・2歳(の育て方)で子供の一生は決まる。
- 親が学校の先生・保育士・公務員、子供はうまく育たない例が多い(指示が多い。子供にとっては迷惑)
- 学校に要望
- 「(将来の良い)お父さん・お母さんを育ててください」「受験勉強より心の教育を」
- 自分たちの仕事に誇りを。子供・親に気がつかないすぎる。(原則を大切に。)
- 心と心でする子育てが無い。心が落ち着かないと学習も入っていかない。



<< 義務教育等教員特別手当の削減状況 >> 〇 8 年の 4 割まで削減され続けています。

職員の 区分	号俸\ 職務の級	1級					2級				
		'08	'09	'10	'11	差額	'08	'09	'10	'11	差額
		3.8	3.0	2.2	1.5		3.8	3.0	2.2	1.5	
再任用職員 以外の職員	1～4	5,000	3,900	2,900	2,000	△ 900	6,300	5,000	3,600	2,500	△ 1,100
	5～8	5,200	4,100	3,000	2,000	△ 1,000	6,600	5,200	3,800	2,600	△ 1,200
	9～12	5,400	4,200	3,100	2,100	△ 1,000	7,000	5,500	4,100	2,800	△ 1,300
	13～16	5,600	4,400	3,200	2,200	△ 1,000	7,300	5,800	4,200	2,900	△ 1,300
	17～20	5,900	4,700	3,400	2,300	△ 1,100	7,600	6,000	4,400	3,000	△ 1,400
	21～24	6,200	4,900	3,600	2,400	△ 1,200	7,900	6,200	4,600	3,200	△ 1,400
	25～28	6,500	5,100	3,800	2,600	△ 1,200	8,300	6,600	4,800	3,300	△ 1,500
	29～32	6,800	5,400	3,900	2,700	△ 1,200	8,900	7,100	5,100	3,500	△ 1,600
	33～36	7,100	5,600	4,100	2,800	△ 1,300	9,300	7,400	5,400	3,700	△ 1,700
	37～40	7,400	5,800	4,300	2,900	△ 1,400	9,700	7,700	5,600	3,800	△ 1,800
	41～44	7,700	6,100	4,500	3,100	△ 1,400	10,500	8,300	6,000	4,100	△ 1,900
	45～48	8,000	6,300	4,600	3,200	△ 1,400	10,900	8,600	6,300	4,300	△ 2,000
	49～52	8,300	6,600	4,800	3,300	△ 1,500	11,300	8,900	6,500	4,500	△ 2,000
	53～56	8,600	6,800	4,900	3,400	△ 1,500	12,100	9,600	6,900	4,800	△ 2,100
	57～60	8,800	7,000	5,100	3,500	△ 1,600	12,500	9,900	7,200	4,900	△ 2,300
	61～64	9,100	7,200	5,300	3,600	△ 1,700	12,900	10,200	7,500	5,100	△ 2,400
	65～68	9,400	7,400	5,400	3,700	△ 1,700	13,300	10,500	7,700	5,300	△ 2,400
	69～72	9,700	7,700	5,600	3,800	△ 1,800	13,700	10,800	7,900	5,400	△ 2,500
	73～76	9,900	7,900	5,700	3,900	△ 1,800	14,000	11,100	8,100	5,500	△ 2,600
	77～80	10,200	8,100	5,900	4,000	△ 1,900	14,400	11,400	8,300	5,600	△ 2,700
	81～84	10,400	8,200	6,000	4,100	△ 1,900	14,700	11,600	8,500	5,800	△ 2,700
	85～88	10,600	8,400	6,100	4,100	△ 2,000	15,000	11,800	8,700	5,900	△ 2,800
	89～92	10,800	8,500	6,300	4,200	△ 2,100	15,400	12,200	8,900	6,100	△ 2,800
	93～96	11,000	8,700	6,400	4,300	△ 2,100	15,700	12,400	9,100	6,200	△ 2,900
	97～100	11,200	8,800	6,500	4,400	△ 2,100	16,000	12,600	9,300	6,300	△ 3,000
101～104	11,400	9,000	6,600	4,400	△ 2,200	16,300	12,900	9,400	6,400	△ 3,000	
105～108	11,500	9,100	6,700	4,500	△ 2,200	16,500	13,100	9,600	6,500	△ 3,100	
109～112	11,600	9,200	6,700	4,500	△ 2,200	16,800	13,300	9,700	6,600	△ 3,100	
113～116	11,700	9,200	6,800	4,600	△ 2,200	17,000	13,400	9,800	6,700	△ 3,100	
117～120	11,900	9,400	6,900	4,700	△ 2,200	17,200	13,600	10,000	6,800	△ 3,200	
121～124	12,000	9,500	6,900	4,700	△ 2,200	17,400	13,700	10,100	6,900	△ 3,200	
125～128	12,100	9,600	7,000	4,800	△ 2,200	17,600	13,900	10,200	6,900	△ 3,300	
129～132	12,300	9,700	7,100	4,900	△ 2,200	17,700	14,000	10,200	6,900	△ 3,300	
133～136	12,400	9,800	7,200	4,900	△ 2,300	17,900	14,100	10,300	7,000	△ 3,300	
137～140	12,500	9,900	7,200	4,900	△ 2,300	18,100	14,300	10,400	7,100	△ 3,300	
141～144	12,600	9,900	7,300	5,000	△ 2,300	18,200	14,400	10,500	7,200	△ 3,300	
145～148	12,800	10,100	7,400	5,100	△ 2,300	18,300	14,400	10,600	7,200	△ 3,400	
149～152	12,900	10,200	7,500	5,100	△ 2,400	18,400	14,500	10,700	7,300	△ 3,400	
153	13,000	10,300	7,500	5,100	△ 2,400	18,500	14,600	10,700	7,300	△ 3,400	
再任用		8,000	6,300	4,600	3,200	△ 1,400	9,700	7,700	5,600	3,800	△ 1,800

<<ワンポイント くみあい >>

組合のある会社で同じ仕事をしているAさん(組合員)、Bさん(組合員でない)の賃金が労働契約で20万円であったとします。

労使が交渉して賃金を2万円上げる協約が結ばれた場合、Aさんの賃金は22万円になります。しかしBさんの賃金が22万となる保障はありません。

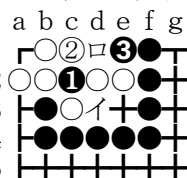
反対に、使用者側が減額の提案をし、(当然抵抗しますが)交渉で賃金を2万円引き下げる協約が結ばれた場合は、Aさんは18万円になりますが、Bさんの賃金も18万になってしまいます。

昨年度のボーナス大幅カットは記憶に新しいので

すが、これは人事院の削減勧告がベースになっています。今、政府は公務員制度を大胆に変更する(公務員の労働基本権を回復する一方で人事院制度にメスを入れる)動きを加速しています。万一人事院制度が無くなると、労使交渉で賃金を決めていく時代(早ければ2012年度にも)がやってくるのが予想されます。準備の整わない組合は、厳しい交渉に直面します。

もし職場に組合が無く人事院制度も無くなれば、最後の手段は、労働委員会への申し立て・裁判となります。(労委が平等に裁決してくれるという前提ですが、実際には労委の1/3を占める公共代表者の選出方法にも課題があるようです。)

詰碁のひとつ  
前回の答 黒先白死



①が良手。②と取れば③に打ちイとロが見合い。白②でイならば黒ロとし、白は③にさえぎれず①が欠け目になります。

中級

白先 どうなりますか。

